

「農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理」に関する意見

令和4年6月27日
公益財団法人 日本生態系協会
会長 池谷奉文（団体としての意見）
東京都豊島区西池袋 2-30-20 音羽ビル
Tel : 03-5951-0244 Email : head_office@ecosys.or.jp

6月22日に公表されました「農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理」の pp.48~49、p.51 について意見を提出させていただきます。

ご検討等のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

記

◆意見のある場所：p.48 の「5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する」の第2~4パラグラフ全体

意見：

「農林水産関連施策における生物多様性保全の取組の評価」に当たり「指標種と言われる一部の種」に着目する評価方法を、読み手が否定的に受けとめてしまうおそれのある書きぶりとなっています。指標性のある「一部の種」に着目する評価方法を、読み手が肯定的な印象を持って読むことができる記述へと修正されることを要望します。なぜなら、農業の生産現場に生息・生育する生物種数は、膨大であるからです。ある調査によれば、日本の水田とその周辺環境で見られる生物は6,305種にも上ります（※1）。こうしたことから、指標性のある「一部の種」の生息・生育状況を基に、生物多様性保全の取組を評価する方法が、今日一般に用いられています。この評価方法の実用的価値は、広く認められているところです（※2）。

※1 琵琶湖博物館 2020年11月19日発表『「田んぼの生きもの全種データベース」を公開しました！』（https://www.biawahaku.jp/2020/11/post_55.html）

※2 指標種とは「その種の保全を追求することによって、地域の生物多様性の保全そのものに貢献することが大きいと考えられている」種。「生態的指標種」、「キーストーン種」、「アンブレラ種」、「象徴種」、「危急種」等の種類がある。「生物多様性についての把握が不十分である現状では、そのような指標の実用的な価値はきわめて大きい」（鷲谷いづみ・矢原徹一(1996)『保全生態学入門』p.69、NOSS,R.F.(1990) Indicators for Monitoring Biodiversity: A Hierarchical Approach. Conservation Biology 4(4):355-364)

◆意見のある場所：p.48 の「5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する」の第3パラグラフの3行目

意見：

「…絶滅危惧種等の個体数の回復ばかりが着目されてきたことが、かえって農業の現場に生物多様性やその保全の取組の意義を伝えることを難しくしている」としていますが、根拠はあるのでしょうか。

また、「絶滅危惧種等の個体数の回復ばかりが着目されてきた」との表現は、絶滅危惧種の

個体数回復という難しい課題を軽く見ている印象を与えます。この部分を含め、絶滅危惧種の個体数回復という難しい課題解決の重要性を強調することは、戦略の全体を通じて一貫して必要と考えます。

◆意見のある場所：p.48 の「5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する」の第4パラグラフ1行目

意見：

「…生物多様性やその保全の取組について、生物多様性への効果だけでなく、それが農林水産業や農山漁村にどのような利益をもたらすかを伝えることで…」とあります。生物多様性への効果発揮の難しさを軽く見ている印象を与えます。「生物多様性への効果だけでなく」を「生物多様性への効果に加え」等へと表現を修正する必要があります。

◆意見のある場所：p.51 の「(生きものブランドと生物多様性)」の上から1～2行目

意見：

「かつては食物連鎖をピラミッド型で示し…」とありますが、正確ではありません。ピラミッドの各段は「栄養段階」を示し、各段の横幅は「エネルギー量」(※生物量や個体数の場合もある。)を示したものです。削除する必要があります。

◆意見のある場所：p.51 の「(生きものブランドと生物多様性)」の上から1～2行目

意見：

「上位種が残っていれば下位種も健全に存在する、すなわち生物多様性が保たれていると考えられていた」と断言した表現になっていますが、上位種はあくまで「指標種」であり、おおよそそう考えることができる、というものです。自然界がそう単純なものではないことは、現場に毎日入られている農家をはじめ関係者において理解されていることと考えます。「考えられていた」との断定的な表現に違和感があります。この一文は削除するのが適切と考えます。

◆意見のある場所：p.51 の「(生きものブランドと生物多様性)」上から2～3行目

意見：

「食物連鎖は一方通行ではない」と断言した表現になっていますが、食物連鎖は「一方通行」とする考えが多くあります。また、食物連鎖について「現在は、食物網として捉えることが一般的」としてありますが、「食物連鎖」と「食物網」を分けて理解する考えが多くあります。同一視する捉え方は「一般的」と言えません(※)。この部分について削除するのが適切と考えます。

※「食物連鎖」と「食物網」を分けて理解する考えを示した文献資料例

- ・巖佐庸・松本忠夫・菊沢喜八郎・日本生態学会編「生態学事典」(共立出版、2003年)
- ・藤井宏一編「放送大学教材 生態学-生物の暮らし」(放送大学教育振興会、1994年改訂版第1刷)
- ・沼田真編「生態学辞典 増補改訂版」(築地書館、1991年増補改訂第三刷)

◆意見のある場所：p.51 の「(生きものブランドと生物多様性)」の上から3～7行目

意見：

「ある特定の種をピラミッドの頂点と捉えて生物多様性の健全性を示す指標種とする考え方は再検討されつつある。」とありますが、「アンブレラ種」(指標種の一つ)の考えの実用的な価値は、今も、広く受け入れられていると考えます(※)。

また、「生きものブランドについては、・・・地域や我が国の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を目指すように後押しする。」とあり、特定の種を指標種・シンボル種とした取組を否定的に記述しています。「生きものブランド」の取組において、特定の生きものを指標種・シンボル種として掲げる背景に、その種の保全を追求することが地域の生物多様性全体の保全にもつながるとの考えや、訴求力があり取組への多くの人々の参加を期待することができるとの考えがあります。この部分は削除することが適切です。

※(国研)農業・食品産業技術総合研究機構 農業環境変動研究センター(2018)「鳥類に優しい水田がわかる生物多様性の調査・評価マニュアル」の補足1及びp.1

【資料】「農林水産省生物多様性戦略改定に向けたこれまでの議論の整理」(令和4年6月22日)

pp.48～49 抜粋

5. 農林水産分野の生物多様性保全の取組を評価し活用する

生物多様性には、生態系の多様性、種の多様性、そして遺伝子の多様性という大きく三つの定義がある。

これまで、農林水産関連施策における生物多様性保全の取組の評価として、指標種と言われる一部の種の個体数が種の多様性を評価するためのデータとして主に用いられてきた。これは、農業に起因する環境負荷によって減少した種の個体数の回復を取組の効果と位置付けてきたことによる。

生物多様性の保全は、生物の種数や個体数の回復により、それらが創り出す生態系サービスの質と量が回復するという、農業にとって経済的価値のある取組である。しかし、そのことが広く理解されないまま、絶滅危惧種等の個体数の回復ばかりが着目されてきたことが、かえって農業の現場に生物多様性やその保全の取組の意義を伝えることを難しくしていると考えられる。

このため、生物多様性やその保全の取組について、生物多様性への効果だけでなく、それが農林水産業や農山漁村にどのような利益をもたらすかを伝えることで、現場の理解を得ながら施策を進めていく必要がある。また、農林水産業や農山漁村が農林水産物の供給だけでなく、水源涵養機能、食文化、美しい景観の提供等の生態系サービスを生み出していることを伝え、国民全体に生物多様性保全の取組の意義について理解の醸成と行動変容を促していく必要がある。

p.51 抜粋

(生きものブランドと生物多様性)

かつては食物連鎖をピラミッド型で示し、上位種が残っていれば下位種も健全に存在する、すなわち生物多様性が保たれていると考えられていた。しかし、鳥は蛇を食べるが、蛇は鳥の卵を食べる等、食物連鎖は一方通行ではないことから、現在は、食物網として捉えることが一般的であり、ある特定の種をピラミッドの頂点と捉えて生物多様性の健全性を示す指標種とする考え方は再検討されつつある。

このため、取組の見える化として有効な生きものブランドについては、地域の生物多様性戦略等に留意しながら、多様な分野の研究者の協力を得て、地域や我が国の生物多様性全体の保全に貢献できるような活動を目指すように後押しする。